

(5) 北 極

北極は、南極と異なり、主に大陸に囲まれた海洋で多年性の海氷に覆われているが、現在、温暖化の結果とされる海氷の減少に伴う北極海航路の開通および資源利用をめぐり注目が集まっている。地域としての北極は北緯66度33分以北とされる。この北極域には、グリーンランドなどの大小多くの島の他に、ユーラシア大陸や北米大陸の北端を含み、古くから定住民がいる。20世紀初頭には、カナダとソ連が**セクター主義**を援用してこの地域に領土主張をしたこともあるが、現在では、北極域にある陸地に対する領域主権は関係国の実効的支配によりほぼ確定している。北極域には海洋法や環境法などの一般的な条約が適用され、特に海洋法については、2008年北極海沿岸5カ国がイルリサット宣言を採択し、氷に覆われた水域(国連海洋法条約234条)に関する規定を含め、関係国の権利義務が定められていることを確認している。加えて、この地域に適用がある地域的条約、例えば1973年ホッキョクグマ保全条約などがあるが、いずれも北極域を国際化するものではない。

(a) スヴァールバル諸島の国際化

北極域にあって例外的に国際化されているのが、**スヴァールバル諸島**である。1920年の**スピッツベルゲン条約**は、経緯度で示された区域内にあるすべての島および岩で構成される「群島」(スヴァールバル諸島のすべてを含む)に対するノルウェーの完全な主権を認めつつ(1条)、条約締約国の船舶および国民に対し、同諸島およびその領海における漁業や狩猟をする権利を認め(2条)、同区域内の海域や港への自由で平等なアクセス、さらには、同諸島での鉱物資源活動を含む経済活動の自由を保障する(3条)。また、ノルウェーは、同区域の**非軍事化**を約している(9条)。同条約にはスヴァールバル諸島における科学活動の自由を定める規定はないが、1990年以降、ノルウェー政府の政策により、日本を含む各国が同諸島に観測基地を設置して北極科学協力が推進されている。

(b) 北極域における国際協力

北極域の特殊性、特に、その生態系の脆弱さおよびそれに依存する先住民の生活の保護が、北極における特別な協力制度構築の原動力になっている。1991年の北極環境保護戦略を経て、1996年に北極域に領土をもつ8カ国は、先住民団体との協議を経て、北極評議会設立宣言を採択した。北極評議会(Arctic Council)は、共通の北極問題、特に、北極における持続可能な発展と環境保護の問題につき、北極先住民等の関与を得て、北極域国間の協力、調整および相互作用を促進する手段を提供する場である。日本は、2013年に中国などと共に正式なオブザーバー国となった。北極評議会は、軍事安全保障に関する事項を扱わず(設立宣言1項の脚注)、法的拘束力のない文書により設置された協議フォーラムであるが、最近では北極域国際法形成フォーラムとしての機能を持ち始めている。2011年北極捜索救助協力協定、2013年北極海油濁対応協定に続き、北極域で科学活動を行う日本を含む非北極国にも関心が高い北極科学協力促進協定が2017年に採択され、2018年5月に発効している。

北極評議会の外でも、北極海航路の利用に関しては、2014年に国際海事機関において義務的な極域コード(polar code)が採択された。2018年10月には、北極海沿岸5ヶ国と日本を含む遠洋漁業国4ヶ国およびEUの間で、中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定が署名され、2021年6月に発効した。2015年ロシアは大陸棚限界委員会(→10章6(1))に対し追加情報を提出し、北極海における大陸棚延伸申請を行った。今後は同委員会による審査と、その結果を踏まえて国連海洋法条約の諸規定に従った関係国による大陸棚の境界画定交渉(→10章6(2))が注目される。

以上